

障 発 0330 第 17 号
平成 28 年 3 月 30 日

各
都 道 府 県 知 事
指 定 都 市 市 長
中 核 市 市 長
児 童 相 談 所 設 置 市 市 長
殿

厚生労働省社会・援護局
障 害 保 健 福 祉 部 長
(公 印 省 略)

「発達障害・重症心身障害児者の地域生活支援モデル事業の実施について」の
一部改正について

標記については、平成26年5月7日付障発0507第2号本職通知の別紙「発達障害・重症心身障害児者の地域生活支援モデル事業実施要綱」により実施しているところであるが、今般、同通知について別紙新旧対照表のとおり、その一部を改正し、平成28年4月1日から適用することとしたので、通知する。

については、内容をご了知の上、都道府県においては管内市町村へ周知されたい。